

登録票再交付申請

概要説明	毒物及び劇物取締法施行令第36条並びに毒物及び劇物取締法施行規則第11条の3に基づく毒物劇物販売業登録票再交付申請を行う場合の申請書です。
提出書類	1 登録票再交付申請書 2 破損等の場合はその登録票（原本） 正1部提出。
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL;(083)231-1711 FAX ; (083)231-1376
手数料	4,550円（現金）
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・「下関市毒物及び劇物取締法施行細則第4条」において、登録票の掲示等について規定されています。・申請書の「登録番号及び登録年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して下さい。